

節税レポート



平成 21年 5月号

発行日 2009.5.1

今月のテーマ 役員報酬 事前確定届出給与

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

従業員に賞与を支給した場合、税法上の経費(以下 損金という)になります。

他方 役員に賞与を支給しても、損金になりませんでした。役員に対する賞与は、利益処分と考えられていたからです。

このため 会社によっては、従業員に賞与が支給されるのを、役員が指をくわえて見ていなければなりませんでした。

しかし、現在は役員に賞与を支給しても、損金算入が認められるようになりました。

事前確定届出を利用して、役員にも賞与を支給すれば、

- ①役員ニコニコ
- ②会社は節税 となります。

前に「事前確定届出給与」のルールの大枠を見ましたが、ここでは、もう少し 具体的に例を見てみましょう。

例 1 みなし役員に対する賞与も、事前確定届出が必要ですか？

役員として登記されていなくとも、法人税法上、役員とみなされる人がいます。

この人達に賞与を支給した場合、損金算入できません。

支給額を損金にするには、みなし役員に支給する賞与額も、事前に定めて、税務署に届出ればよいのです。

取締役の肩書きが付いていませんので、つい忘れがちになります。もつたいないですから、株主総会までにみなし役員がいるかどうか確認してください。

みなし役員になる人とは？

- 1 会社の経営に従事している者で
- 2 同族会社の使用人のうち、次の要件をすべて満たしている者
 - ① 同族会社の判定の基礎となった株主グループに所属している。
 - ② その所属グループの持株割合が10%超である。
 - ③ その使用人(含む その配偶者)の持株割合が5%超である。

例えば社長の息子が営業部長だが、取締役会に出席し、発行済み株式の6%を持っている場合が、みなし役員になります。

例2 事前確定届出給与として届出た支給額を、変更できますか？

最大顧客が倒産し、売掛金を回収できなくなりました。当社の業績の悪化はまぬかれません。この場合は「業績悪化改定事由」に該当しますので、支給額の変更をできます。

又「臨時改定事由」に該当するケースも、支給額の変更をできます。

1) 業績悪化改定事由

① 例

- イ 経営の状況の悪化により従業員の賞与を一律カットせざるを得ない状況にある。
- ロ 大口得意先の倒産により、売掛債権の回収が危ぶまれ、自社が経営危機に陥った場合

② ①の場合の変更届出期限

事前確定届出額の変更に関する株主総会等の決議日から一ヶ月を経過する日

2) 臨時改定事由

① 例

- イ 社長が退任したため、それまでの専務が急遽社長に就任した場合
- ロ 合併に伴い、その役員の職務内容が大幅に変更された場合

② ①の場合の変更届出期限

臨時改定事由が生じた時から一ヶ月を経過する日。

例3 事前確定届出給与として、100万円を12月15日に支給する届出をしました。

実際には、12月20日に50万円、残り50万円を12月25日に支給しました。

支給日が届出日と異なりますが、損金となりますか？

損金となります。

12月15日に債務(未払金)が確定し、それを12月20日と25日に支払ったと考えます。